

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告
【資料提出をめぐる当事者の訴訟活動について】

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告
－解約金条項使用差止請求事件－

平成29年5月12日
井田雅貴

【事案の概要】

適格消費者団体が、事業者と消費者のパソコン保守契約(以下「保守契約」という。)を解約した際の解約料が「平均的な損害」を超えると主張して、その根拠となった約款条項(以下「本件条項」という。)の差止めを求めている事案。

* 本事案は現在訴訟係属中であり、本報告が、訴訟の進行や当事者双方の主張内容等の当否に立ち入るものではないことを申し添えます。

【主な争点】

被告事業者が本件条項に基づき徴求する解約料が、「平均的な損害」を超えるか。

【原告の主張・立証活動】

【原告の主張】

- ①保守契約を解除すれば、被告が消費者に対し、以後、役務を提供する必要がなくなるため、原告に「損害」は生じない。
- ②9条1号の解釈として、「平均的損害」に逸失利益は含まれないというべきである。
- ③仮に、9条1号の平均的損害に逸失利益が含まれるとしても、本件契約は、消費者からの依頼がなければ何らの債務を履行することはない。また、消費者が本件契約を選択したとしても、必ずしも割引という利益を享受できるとはいえないことから、定められた期間、契約が継続されるという被告の期待は法的保護に値すべきではない。
このため、本件条項に定める解約金は平均的損害を超えるものであり、無効である。

【主な立証資料】

裁判例(京都地裁平成24年3月28日、大阪高裁平成24年12月7日)
本件契約の会員規約、確認同意項目等

【被告の主張・立証活動】

【被告の主張】

- ①保守契約は、携帯電話利用契約と同様、期間の定めある月額定額料金を採用しており、事業者が顧客の継続利用を期待して割安な価格設定を行い、契約を継続していること、消費者も、単回のサービスを繰り返すより割安な料金でサービスを楽しむ可能性が高いこと等から、保守契約も携帯電話利用契約と同様に解すべきである。
- ②9条1号の「平均的損害」には逸失利益も含まれるため、本件条項は、平均的損害を超えて解約金を徴収するものではない。

【立証資料】

・裁判例(大阪高裁平成25年3月29日、大阪高裁平成25年7月11日)

【差止め訴訟に至る経緯】

- ・事業者が、消費者と締結する保守契約には、元々、解約の際の解約金として、消費者が、契約期間残月数×月額料金に相当する金員を支払う、との条項(以下「当初条項」という。)とが存在した。
- ・適格消費者団体は、事業者に対し、平成27年3月26日、当初条項の削除を申し入れた。
- ・事業者は、申し入れに対して回答しなかった。もっとも、適格消費者団体が更に調査した結果、事業者は、当初条項を、本件条項(本件保守契約の存続期間に応じて解約金割合を設定する(契約残月数×月額料金×一定割合)もの。)に修正していた(修正時期は不明)。
- ・適格消費者団体は、事業者に対し、平成27年9月28日、本件条項につき事前請求をしたが、事業者からは回答がなかった。
- ・適格消費者団体は、事業者に対し、平成27年10月30日、本件条項等の使用差止め等を求めて差止め等訴訟を提起した。



【訴訟における被告事業者の対応】

被告は、9条1号の「損害」に逸失利益が含まれ、本件条項で定められた解約金はいずれも平均的損害の範囲内である、と主張して請求棄却を求めている。

【原告による反論と資料提出の要請】

被告に対し、本件条項で示された解約金に関する釈明をした。
現在、釈明事項を修正して2回目の釈明をなしている。



【被告事業者の対応】

原告の1回目の釈明に対しては回答を拒否。
原告の2回目の釈明に対しては現時点で回答していない。



【裁判所の対応】

被告に対し、原告の2回目の釈明に対する回答を促している。

【本訴訟の進行】

本訴訟の第1回期日は平成28年2月24日に実施され、以後、平成29年3月23日まで10回に亘る期日が実施されているが、被告は、平均的損害に関する資料を提出していない。

(小括)

本件は、原告が被告に対して、当初条項及び本件条項の使用差止めを求めたものである。被告は、当初条項から本件条項に、若干の修正をなしている。

しかし、原告が被告に対して、本件条項に定められた解約金算定の根拠事項につき釈明を求めているが、被告は、現時点でこれに応じていない。原告が被告に対して当初契約条項に関する申し入れをなした日(平成27年3月26日)から第10回期日(平成29年3月23日)まで、被告は、解約金算定の根拠となる具体的事項(契約数等)を主張していない。